

2017年 9月3号

戦前回帰を許さない！ 共謀罪法廃止！ 脱原発！



パワハラ公表せず 岐阜市去年の2件 新聞で指摘受けた「岐阜市懲戒処分の指針」の内容

9月5日の新聞で、岐阜市は去年のパワハラ事件で処分した2件について、情報公開していなかった事実を指摘されました。記事は、「原則公開規定だが、被害者が非公開を求めた場合は、公開しないことができる」と報じています。同時に、県は「例外なく全て公表」と報じています。勿論ここでの公表対象は、加害者。警察等で被処分職員の氏名公開されている場合以外は、氏名公開しない原則も指針には記載されています。

指針の「第6 懲戒処分の公表」の目的は

1 目的 市民に信頼される公正で透明な市政の確立と市民に対する説明責任の観点から、地方公務員法に基づく懲戒処分等を行なった場合、原則として次のとおり公表することにより、職員に公務員としての自覚を喚起し、不祥事の防止に資することを目的とする。

4 公表の時期及び方法 (1) 懲戒処分を行なった後、速やかに公表する。(2) 公表は、報道機関への資料提供により行なう。と、記載されていますが、

5 その他 被害者等が公表しないことを求めている場合又は被害者等の権利利益を侵害するおそれがある場合等公表することが適当でないと認められる場合は、全部又は一部を公表しないことができる。と記載あるので、「岐阜市は去年のパワハラ2件公表していなかった。」と、新聞社に回答したらしい。

でも。新聞社から情報公開条例により請求され「公開」

この件は、議会にも非公開で、事実は、新聞報道で知るところとなりました。非公開ですから、事件事実も被害者が非公開を希望したかも不明。報道まで、何が「非公開」になっているかも知らされなかった訳です。ですが、情報公開条例で請求されると「公開しない」と回答できないので「公開」され、新聞記事となりました。「懲戒処分の指針 第6の5 その他 事項」は無意味では？ 被害者の権利侵害の記載が無意味化。

そもそも「再発防止」の視点を大切に

市民の信頼回復の目的や、職場の改善、事件防止、抑止、が何処かへ行ってしまっていないか？ 目的を忘れて、「指針のその他事項だけを守る」ことにならない工夫が必要になっています。パワハラ防止対策、過労死防止対策での指摘に、丁寧に応える責任が岐阜市にはあります。

連絡先 市議会議員 松原のりかず 岐阜市沖ノ橋町1-21 でんわ 253-2500

本郷シニア合唱団 県大会へ準備着々！



本郷地区敬老会・金婚祝会で成果を御披露（9月10日・グランヴェール岐山）

本郷シニア合唱団は、結成1年ほどなのに、老人クラブ岐阜市での大会で3位に入賞したところ、上位入賞団体が県大会への参加辞退され、あっという間に県大会へ代表参加する事に。団員も補強し、猛練習中です。本郷敬老会では、市民会館の市大会から2回目の成果発表となりました。「前回より3曲も増えて、舞台上で立っとれるかしら？」（団員）と、笑いながら話す皆さんは、元気そのもの。「楽しみに、参加できて、笑え合えるのが一番だわ。」と。

※ 9月6日、岐阜グランドホテルで厚生労働省と県の主催で「自殺対策トップセミナー」が開かれた。7市町村の首長等約100人参加されたが、岐阜市長は不参加。